

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年7月1日 (第1回変更)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	産山村 43425
地域名 (地域内農業集落名)	産山地区 (飛瀬、石尾野、耕院庵、日向、迫南谷、小園、御湯船東、御湯船西、乙宮、小迫、笹鶴)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	382.7 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	382.7 h a
② 田の面積	102.3 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	3 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	30.7 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	47.9 h a
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	22 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	22 h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
 3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5：(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>農家の高齢化や後継者不足により、個人での農地の維持管理が困難になっている。それに伴い、原野の荒廃や耕作放棄地の増大が懸念されている。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者：72人（うち50歳以下11人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）1経営体 主な作物：水稻、ほうれんそう、アスパラガス、花卉、繁殖牛</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

<p>本地区は稲作や施設園芸、畜産などの農業経営体が営農を行っており、中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を基軸とした4つの集落協定で農地の保全管理に取り組んでいるが、基本的には各農家ごとに維持管理作業を実施している状況である。集落営農法人を設立している集落については、農地の集約が進んでおり、農地の受け皿として役割を果たしているが、労力を軽減させる取組みが必要である。</p> <p>今後は、スマート農業を推進し、管理作業の省力化や担い手への農地の集積・集約化を加速させるとともに、団地ごとに簡易基盤整備や農道の整備を行う。また、鳥獣被害により、営農が困難な場所については、粗放的利用などによる農地保全の取組を推進する。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定就農者、認定農業者、集落営農法人等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標（原野・採草地除く）			
現状の集積率	45.4 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が利用する農地面積の面積は、平均430 a（令和6年度時点）面積の拡大を進める。（令和11年度）			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を村、農業委員会と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。所有者の貸付意向を確認し、農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整を行う。
(3) 基盤整備事業への取組
本地区において、農地の畦畔除去等による農地区画の拡大、大型機械が作業できるように農道整備等の整備を令和10年までに計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や本村に定住する経営体に対して、農業機械や施設などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業は、村内での受託体制が整うまでの間は、村外の業者へ委託を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、えづけストップの取り組みを行い、地域ぐるみで鳥獣被害対策を実施する。併せて捕獲人材の確保・育成していく。
- ②水稻を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、産山村環境保全型農業の会の取り組みを参考にし、同会と協働し、米の付加価値を高め、有機農業への切り替えを推進する。
- ③労働力不足を補うため、ドローンを活用し、除草や防除にかかる作業負担を軽減する。
- ⑦担い手の減少や高齢化により、農地の保全・管理が困難になっているため、ラジコン除草機等の省力化機械や防草シートなど、管理作業の省力化を推進する。併せて粗放的利用の取り組みを実施する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨産山地区で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地区に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地区上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
				a		ha	ha		
				a		ha	ha		
				a		ha	ha		
				a		ha	ha		
				a		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

別紙のとおり

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

